

平成 28 年度 診療報酬改定
日本歯科医師会 Q & A (その 1)

平成 28 年 5 月 19 日
日本歯科医師会

(この Q & A は、当局了解済みです)

【医学管理等 歯科疾患管理料】

Q 1 : 日本歯科医師会で作成した歯科疾患管理料の文書様式(初回用)の患者記入欄はこれまで患者又はその家族等が直接記入することになっていたが、患者等から聞き取りをして医療機関の職員等が記入することも認められるか。

A 1 : 患者、家族等から聞き取りをして記入することでもよい。

【医学管理等 歯科衛生実地指導料】

Q 2 : 歯科衛生実地指導料においてプラークの付着状況を確認する方法として、口腔内カメラなどのほか、手鏡を使ってプラークの付着状況を指摘することも認められるか。

A 2 : 認められる。なお、提供文書にはプラークの付着状況を記載する。

【医学管理等 歯科治療総合医療管理料】

Q 3 : 歯科治療総合医療管理料(Ⅱ)の対象となる患者は、医科での診断や医科からの診療情報の提供が必要か。

A 3 : 患者への問診等で対象となる疾患を確認できれば医科での診断や医科からの診療情報の提供は必要ない。

なお、在宅患者歯科治療総合医療管理料(Ⅱ)も同様の扱いになる。

【処置 歯周病安定期治療】

Q 4 : 歯周病安定期治療(Ⅰ)(Ⅱ)(以下 S P T という)開始後に歯周外科手術を実施した場合、病状が安定するまでの間、S P T は算定できないことから、その間 S P T に包括される検査・処置等の算定はできるか。

A 4 : 算定できる。

【歯冠修復及び欠損補綴 クラウン・ブリッジ維持管理料】

Q 5 : 歯科用金属を原因とする金属アレルギーのある患者に対して、金属アレルギーを理由として、小臼歯・大臼歯の硬質レジンジャケット冠や大臼歯のCAD/CAM冠を装着した場合、クラウン・ブリッジ維持管理料の対象外だが、2年以内に破損した場合は所定点数で再製作は可か。

A 5 : クラウン・ブリッジ維持管理料の施設基準の届出をしている医療機関は、所定点数で算定できる。

【歯冠修復及び欠損補綴 クラウン・ブリッジ維持管理料】

Q 6 : クラウン・ブリッジ維持管理料のいわゆる事前承認は、クラウン・ブリッジ維持管理料を算定した歯を歯周疾患以外の原因で抜歯し、当該部位を含むブリッジを作製予定の場合も対象となったということか。

A 6 : その通り。

【施設基準】

Q 7 : 歯科外来診療環境体制加算やかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準において、有していなければならない「歯科用吸引装置」が移動式の場合は歯科ユニットと同数有していなければならないか。

A 7 : 歯科ユニットと同数有する必要はない。例えば歯科医師が1人で診療に従事している場合は移動式の歯科用吸引装置1台でもかまわない。ただし、診療に従事する歯科医師が複数の場合は、必要に応じて複数台の装置を設備するようにする。

【施設基準】

Q 8 : かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準の届出書添付様式において、歯科訪問診療料と歯周病安定期治療を算定した延べ人数を記載することになっているが、延べ人数と算定回数は同じ意味か。

A 8 : その通り。算定回数を計数し合計することで、延べ人数になる。